

各製薬会社御担当者 様

2023年8月

鳥取県立厚生病院 医療局長/薬剤部長

医薬品情報担当者（MR）様の医師面談ルールについて

医師との対面面談を希望される場合

- (1) 必ずアポイントをお取りください。アポイントのない方の面談はお断りいたします。
- (2) アポイントの取り方（待ち伏せ面談はお断りいたします。）
 - ① メールをご存じの場合はなるべくメールにてお願いします。
 - ② 電話：病院宛て交換手を通じて医師とやり取りしてください。
- (3) アポイント済面談待合場所：外来棟4階フロアーエレベーター横（椅子の設置場所）
（トイレ前での待合は厳禁といたします。）
- (4) 面談場所：医師の指示場所（ただし医療局執務室内は立ち入り禁止、また病棟外来の患者様の目に触れる場所は禁忌です。）（医局談話室の利用を推奨）
- (5) 来院後の医師との連絡：電話外線経由で連絡。
- (6) 面談時間 原則 18 時までといたします。

対面面談ではなく宣伝冊子、情報提供冊子の配布を希望される場合

- (1) 各医師のレターケースに配布ください。
- (2) 設置場所：外来棟4階フロアーエレベーター前（医局談話室出入口手前）

上記2場面とも必ず以下入庁受付を行ってください。

- (1) 4階事務室内入室
- (2) 受付簿の事項を記入し、許可証を取り着用する。
- (3) 退庁時は返却時刻を記入後、許可証を返却ください。